

中小企業信用保険制度の概要

一般関係保険条件

契約先	条件		対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率(年率)
	保険種類	対象企業者				
信用保証協会	普通	資本(出資)金額3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下の会社、常時使用する従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社及び個人、中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.25%から1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%)
	無担保	常時使用する従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人、事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件(注2参照)を備えているもの	事業資金であって、担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証	8,000万円	80%	0.25%から1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%)
	特別小口	常時使用する従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人、事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件(注2参照)を備えているもの	事業資金であって、担保(保証人の保証を含む。)を提供させない保証	1,250万円 (他種保険を利用した場合は無担保保険に変更される。)	80%	0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)
	流動資産担保	普通保険・無担保保険に同じ	事業資金であって、流動資産(法人である場合にあっては、必要に応じ当該法人の代表者である保証人の保証を含む。)のみを担保として提供させる保証	2億円	80%	0.46%
	公害防止	普通保険・無担保保険に同じ	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.97%
	エネルギー対策	普通保険・無担保保険に同じ	エネルギー対策関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
	海外投資関係	普通保険・無担保保険に同じ	海外投資関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
	新事業開拓	普通保険・無担保保険に同じ	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
	事業再生	普通保険・無担保保険の対象企業者のうち、民事再生手続又は会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していないもの	事業再生資金	2億円	80%	1.69%
	特定社債	資本金額3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下又は常時使用する従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行い省令に定める要件(注3参照)を備えているもの	事業資金	4億5,000万円 ただし、普通保険(経営安定関連特例分を除く。)、無担保保険(経営安定関連特例分を除く。)、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円(特定支払契約保険が成立していないときは、5億円)以下	80%	0.25%から1.69%
特定支払契約	普通保険・無担保保険に同じ	特定支払債務 (中小企業者の特定支払契約に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの)	10億円 ただし、普通保険(経営安定関連特例分を除く。)、無担保保険(経営安定関連特例分を除く。)、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円以下	70%	0.25%から1.69%	

一般関係保険条件(注)

1. 中小企業信用保険は、中小企業者の金融機関からの借入れ等に係る債務の保証についての保険である。
2. 特別小口保険の省令要件
 - ・1年以上引き続き同一の都道府県の区域内において同一の業種に属する事業を行っていること。
 - ・最近1年間の納期の到来した所得税(法人税)、事業税又は住民税の所得割(障害者控除、老年者控除、寡婦控除により所得割の税額がなくなった者は均等割、法人の場合には法人税割)のいずれかの税額を完納していること。
3. 特定社債保険の省令要件
 - ・以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。
 - (1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の200以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の200以上であること。
 - (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の150以上であること。
 - (3) 純資産額が5億円以上であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の15以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の5以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の100以上であること。
4. 普通保険、無担保保険、特定社債保険のいずれかの保険関係が成立した予約保証(中小企業者の申込日から保証契約で定める期間の開始の日まで相当の期間を経過することが想定される保証)に係る保険料率については、0.43から1.74%(手形割引特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.37%から1.48%)が適用される。
5. 普通保険、無担保保険のいずれかの保険関係が成立した条件変更対応保証(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)第十一条第二項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証(旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る借入金の額に対する借入金の額のうち保証をした額の割合が百分の四十であるものに限る。))に係る保険料率については、1.69%が適用される。

特例関係保険条件

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
災害関係	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)	再建資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
経営安定関連	取引先の倒産、関連事業者の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、経済事情の変動、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者	「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)	経営安定資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 (注1,2参照)	80%(注3参照)	
労働力確保関連	雇用管理の改善計画について都道府県知事の認定を受けた中小企業者、組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」(平成3年法律第57号)	雇用管理改善事業資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	
中小小売商業関連	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理及び連鎖化を行う中小企業者であって、経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)	高度化事業資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	
商店街整備等支援関連	中小小売商業者の経営の近代化を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの		商店街整備等支援事業資金 普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	
伝統的工芸品支援関連	伝統的工芸品産業の振興を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号)	伝統的工芸品産業振興支援事業資金 普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	

- (注) 1. 経営安定関連(法第2条第4項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)に係る普通保険の別枠限度額は、3億円である。
 2. 経営安定関連保証(「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」(平成12年法律第136号)による改正前の法第2条第3項第6号(以下「旧第6号」という。)に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円である(ただし、経営安定関連(法第2条第4項各号(旧第6号を除く。))に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く。))。
 3. 経営安定関連(法第2条第4項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)に係るてん補率は、90%である。
 4. 創業関連(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)第33条第3項に該当する創業者に係るものに限る。)に係るてん補率は、90%である。

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
地域伝統 芸能等関連	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等 であって、観光・商工業の振興のために実施される 行事に関連して行われるものうち経済産業省令で 定める事業を実施する中小企業者	「地域伝統芸能等を活用した行事 の実施による観光及び特定地域 商工業の振興に関する法律」(平 成4年法律第88号)	地域伝統芸能等活用事業資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
特定事業 活動等関連	特定事業活動に関する計画について都道府県知事 の承認を受けた中小企業者、組合等及びその構 成員たる中小企業者であって、その計画に従って使用 済物品等、副産物の発生抑制若しくは再生資源、 再生部品の利用に資する設備の設置、再生資源、 再生部品の分別回収又は特定物質の使用の合理化 に資する設備等特定設備の設置等を行う中小企業 者	「エネルギー等の使用の合理化及 び資源の有効な利用に関する事 業活動の促進に関する臨時措置 法」(平成5年法律第18号)	特定事業活動、特定設備設置等資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.97% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.82%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)
エネルギー 使用合理化 事業活動関連	特定事業活動に関する計画について都道府県知事 の承認を受けた中小企業者、組合等及びその構 成員たる中小企業者であって、その計画に従って工場 又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化の ために必要な措置を実施するもの		特定事業活動資金 エネルギー対策保険 4億円(組合8億円) ただし、一般分を含む。		エネルギー対策 0.97%
小規模事業者 支援関連	小規模事業者の経営の改善発達を支援する公益法 人であって、経済産業大臣の認定を受けた基盤施 設計画又は連携計画に従って基盤施設事業又は連 携事業を実施するもの	「商工会及び商工会議所による小 規模事業者の支援に関する法律」 (平成5年法律第51号)	基盤施設事業、連携事業資金 普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.82%)
中心市街地商業 等活性化関連	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画 に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小 企業者及び都市型新事業の用に供する施設を整備 する事業(特定会社又は公益法人が当該事業を実 施する場合は、当該特定会社又は当該公益法人が 自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整 備する事業に限る。)を実施する中小企業者、特定 会社又は公益法人	「中心市街地の活性化に関する法 律」(平成10年法律第92号)	中小小売商業高度化事業、都市型新事業施設整 備事業資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、公益法人については、普通保険2億円、無 担保保険8,000万円	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
中心市街地 商業等活性化 支援関連	特定会社又は公益法人であって、認定を受けた特 定民間中心市街地活性化事業計画に従って中小小 売商業高度化支援等事業(当該特定会社又は当該 公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供す る施設を整備する事業を除く。)を実施するもの		中心市街地商業等活性化支援資金 普通保険 4億円 無担保保険 1億6,000万円 ただし、一般分(特定会社)及び中心市街地商業等 活性化関連特例分(特定会社、公益法人)を含む。		普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
創業等関連	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画又は二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの及び会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの並びに事業を開始した日又は設立の日以後5年未満の中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)	<p>創業者の事業開始資金又は新規中小企業者の事業実施資金 無担保保険 1,500万円(無担保・無保証人枠) ただし、一般分、創業関連特例分及び本特例分(廃止前の新事業創出関連特例分を含む。)に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下</p>	80%	<p>無担保 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)</p>
経営革新関連	承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る中小企業者		<p>経営革新事業資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。</p>		<p>普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)</p>
異分野連携新事業分野開拓関連	認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業分野の開拓を図る中小企業者		<p>異分野連携新事業分野開拓資金 普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠 新事業開拓保険 4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。</p>		<p>普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)</p>
経営基盤強化関連	承認を受けた経営基盤強化計画に従って将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化を図る中小企業者		<p>経営基盤強化事業資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠</p>		<p>普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)</p>
特定新技術事業活動関連	特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者		<p>特定補助金等成果利用事業資金 新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。</p>		<p>新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が7,000万円以下の場合0.6%。ただし、担保(保証人(法人の代表者を除く。)の保証を含む。)を提供させない保証であってその合計額が2,000万円以下の場合1%)</p>

特例 条件	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
創業関連	創業を行おうとする個人並びに創業を行った個人及び創業を行ったことにより設立された会社であって事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない中小企業者	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)	創業等事業資金 無担保保険 1,000万円 ただし、一般分、創業等関連特例分及び本特例分に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下	80%(注4参照)	無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%)
特定信用状関連	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者		特定信用状発行契約に基づく債務(外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金に係るものに限る。) 普通保険について限度額別枠	80%	普通 0.25%から1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%)
中小企業経営資源活用関連	認定を受けた中小企業経営資源活用計画に従って現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、若しくは新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化等の新たな事業の開拓を行う中小企業者(特別措置法第38条の規定によりみなされた者を含む。)又は現に有する経営資源及び合併等により他の中小企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することにより、商品の生産等を効率化する中小企業者(特別措置法第38条の規定によりみなされた者を含む。)		中小企業経営資源活用資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
特定中小企業再生支援関連	認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの		特定中小企業再生支援事業資金 普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.82%)
事業再生円滑化関連	特定認証紛争解決手続により、又は認定支援機関の支援を受けて事業再生を図る中小企業者		事業再生資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊 1.44%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)
中小企業承継事業再生関連	認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を行う中小企業者(承継事業者(認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く。))に限る。)		○中小企業承継事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)

特例	条件	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
周辺地域整備関連		主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として都道府県知事の認定を受けた中小企業者	「発電用施設周辺地域整備法」(昭和49年法律第78号)	周辺地域整備事業資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80% 新事業開拓 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.82%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%) 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
下請振興関連		主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)	振興事業資金 流動資産担保保険について限度額別枠	80%	流動資産担保 0.29%
流通業務総合効率化関連		認定を受けた総合効率化計画に記載された特定流通業務施設を中核として、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業を行う中小企業者	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)	流通業務総合効率化事業資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
特定研究開発等関連		認定を受けた特定研究開発等計画に従って、特定ものづくり基盤技術の高度化を図る中小企業者	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年法律第33号)	特定研究開発等資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
地域産業集積関連		承認を受けた企業立地計画に従って、同意集積区域において企業立地を行う中小企業者又は承認を受けた事業高度化計画に従って、同意集積区域において事業高度化を行う中小企業者	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(平成19年法律第40号)	企業立地資金又は事業高度化資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
地域産業資源活用事業関連	認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者	「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(平成19年法律第39号)	地域産業資源活用事業資金 普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠 新事業開拓保険について4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
農工商等連携事業関連	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年法律第38号)	農工商等連携事業資金 普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠 新事業開拓保険について4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
農工商等連携支援関連	公益法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行うもの		農工商等連携支援事業資金 普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.82%)
経営承継関連	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年法律第33号)	経営承継資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)
商店街活性化事業関連	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(平成21年法律第80号)	商店街活性化事業資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
商店街活性化支援関連	公益法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行うもの		商店街活性化支援事業資金 普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.82%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
東日本大震災復興緊急	政令で定める特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの及び特定被災区域外に事業所を有する中小企業者であって、東日本大震災により経営の安定に支障が生じていることについて認定を受けたもの	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)	再建その他の経営の安定に必要な資金 普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分(東日本大震災に係るものに限る。)、経営安定関連特例分及び本特例分と合算で、普通保険4億円(組合8億円)、無担保保険1億6,000万円、特別小口保険2,500万円	90%	普通・無担保 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)

破綻金融機関等関連特別保険等制度の概要

契約先	条件		対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率(年率)
	保険種類						
信用保証協会	破綻金融機関等関連特別		資本(出資)金額5億円未満の会社(中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は第1号の2に掲げるものを除く。)のうち、政令で定める事業を行うものであって、破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障を生じていることについて、都道府県知事の認定を受けたもの	事業資金	5億円	90%	0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%)
	破綻金融機関等関連特別無担保			事業資金であって、担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証	1億円	90%	0.28% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%)

(注)破綻金融機関等関連特別保険等は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れによる債務の保証についての保険である。